

JIS

歩行者用自動ドアセット－安全性

JIS A 4722 : 2022

(JADA/JSA)

令和 4 年 9 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	清 家 剛	東京大学
(委員)	植 木 暁 司	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	鹿 毛 忠 継	国立研究開発法人建築研究所
	勝 俣 英 雄	一般社団法人日本建設業連合会 (株式会社大林組)
	嘉 藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	釘 宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	興 石 直 幸	一般社団法人日本建築学会 (早稲田大学)
	清 野 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式 会社)
	田 辺 新 一	早稲田大学
	永 井 香 織	日本大学
	萩 原 伸 治	一般財団法人建材試験センター
	原 智 彦	断熱・保温規格協議会
	藤 野 珠 枝	主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所)
	吉 田 可保里	T&T パートナーズ法律事務所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 29.3.21 改正：令和 4.9.20

官 報 掲 載 日：令和 4.9.20

原 案 作 成 者：全国自動ドア協会

(〒105-0022 東京都港区海岸 1-9-18 国際浜松町ビル TEL 03-3436-3287)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 清家 剛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 種類	6
5 要求事項	8
5.1 一般	8
5.2 駆動装置	8
5.3 ドアセット	9
5.4 起動	9
5.5 危険領域の回避及び危険領域の保護	11
5.6 追加要求事項	20
5.7 耐久性	23
6 試験方法	24
6.1 一般	24
6.2 試験条件	24
6.3 手動操作	25
6.4 耐久性試験	25
6.5 回転ドアセットの危険源に対する試験	26
7 完工検査及び保全点検	26
7.1 完工検査	26
7.2 保全点検	27
8 使用上の情報	27
8.1 一般	27
8.2 表示	28
附属書 A (参考) 各種自動ドアセットの主な用語の図解	29
附属書 B (規定) 測定箇所	30
附属書 C (規定) 検知保護装置の試験	34
附属書 D (規定) 低エネルギー自動ドアセット	41
附属書 E (規定) 開き戸セットの安全防護	43
附属書 F (参考) 回転ドアセットの危険箇所	45
附属書 G (規定) 完工検査書及び保全点検記録	48
附属書 H (参考) 危険源, 危険状態及び危険事象のリスト	49
附属書 I (規定) 電氣的検知保護設備 (ESPE) の要求事項	53
附属書 J (規定) 能動的光電保護装置 (AOPD) の追加要求事項	57

	ページ
附属書 K (規定) 拡散反射形能動的電保護装置 (AOPDDR) の追加要求事項	59
附属書 L (規定) 圧力検知マット及び圧力検知フロアの要求事項	67
附属書 M (規定) 圧力検知エッジ及び圧力検知バーの要求事項	72
附属書 N (規定) 車椅子使用者用便房用自動ドアセットの個別要求事項	74
附属書 O (参考) 自動ドアセットを備える車椅子使用者用便房の標準的な構成の例	79
附属書 P (参考) 車椅子使用者用便房用自動ドアセットの標準的な制御フローの例	80
附属書 Q (参考) 車椅子使用者用便房用自動ドアセットの重要危険源のリスト	82
附属書 R (規定) 一般便房用自動ドアセットの個別要求事項	84
附属書 S (参考) 自動ドアセットを備える一般便房の標準的な構成の例	87
附属書 T (参考) 一般便房用自動ドアセットの標準的な制御フローの例	89
附属書 U (参考) 一般便房用自動ドアセットの重要危険源のリスト	90
附属書 V (参考) 手指用緩衝材を具備する引き戸セットの例	92
附属書 W (規定) 施工現場のための検知保護装置の簡易的な試験方法	93
附属書 X (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	96
参考文献	103
解 説	104

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、全国自動ドア協会（JADA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、JIS A 4722:2017 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

歩行者用自動ドアセット—安全性

Power operated pedestrian doorsets—Safety

序文

この規格は、歩行者用自動ドアセット（以下、自動ドアセットという。）に特有な危険源を考慮して作成したものである。この規格で対象とする機械、及び危険源・危険状態・危険事象は、この規格の適用範囲で示す。

この規格は、**JIS B 9700** に規定したタイプ C 規格である。このタイプ C 規格の規定が、タイプ A 規格又はタイプ B 規格の規定と異なる場合は、このタイプ C 規格の規定が優先する。

1 適用範囲

この規格は、電力によって電気機械的に駆動する、自動ドアセットの使用時の安全性を確保するための、要求事項及び試験方法について規定する。

この規格は、製造業者の指示事項に基づき、専門業者が設置、保全及び点検を行うことを意図する自動ドアセットを対象とする。また、人を安全に通行させることを主な用途として、他のドアセットに組み込まれた自動ドアセットも含む。

自動ドアセットを意図するとおりに使用した場合、及び製造業者が合理的に予見可能な誤使用状態で使用した場合の、自動ドアセットに関する全ての重要危険源、危険状態及び危険事象を**附属書 H** に示す。

この規格は、次のドアなどには適用しない。

- 垂直に動くドア
- エレベータのドア
- 車両のドア
- 産業プロセスで使用されるドア
- パーティションウォール
- プラットホームドア
- 銀行・空港などのセキュリティ用のドア

この規格は、自動ドアセットのうち、法令などで定める防火設備としての特殊機能は対象とせず、法令などで定める特殊機能がそれらの用途の要件に適合することが優先される。

この規格は、**JIS C 61000-6-2** で規定する電磁妨害の範囲外である環境での運転は対象としない。また、この規格は、自動ドアセットの操作装置の無線部は対象としない。

自動ドアセットから発生する騒音は、重要危険源ではないため、この規格では、特定の要求事項は規定